

第 11 回

角田市農業委員会総会議事録

令和6年4月25日

第11回角田市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年4月25日(木) 午後1時27分～午後3時15分

2. 場 所 角田市役所 301会議室

3. 議事日程

- | | | |
|----|--------|-------------------------------------|
| 第1 | 報告第23 | 合意解約について |
| 第2 | 報告第24 | 農地形質変更完了報告書について |
| 第3 | 第50号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 | 第51号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第5 | 第52号議案 | 非農地証明願いについて |
| 第6 | 第53号議案 | 農用地利用集積計画について |
| 第7 | 第54号議案 | 角田市農業委員会における令和6年度最適化活動の
目標設定について |

4. 出席委員 (14名)

1 番	阿部 實	2 番	笹森 裕市	3 番	山本 重人	4 番	阿部 和郎
5 番	加藤 隆	6 番	星 政広	7 番	加藤 久子	8 番	森 富夫
9 番	熊谷 繁寿	11 番	遠藤 信悦	12 番	堀米 一郎	13 番	佐藤進一郎
14 番	小丸 等	15 番	遠藤 裕一				

5. 欠席委員 (1名)

10 番 穴戸 明美

6. 説明等のための出席者 (6名)

農地利用最適化推進委員

柄目 利徳

牛澤 初雄

馬場 紀男

事務局

局長 玉手 良宏 主幹 藤巻 和広 主事 藤林 和希

7. 議事参与を制限された委員 (0名)

なし

議 事

議 長

それでは定刻よりも若干早いですが、ただいまから第11回角田市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、宍戸明美委員から欠席の届出がございました。

本日の出席委員は、14名でございます。

(会長あいさつ)

(局長より前回総会後から次回総会までの経過・予定報告)

議事に入る前に、議事録署名委員の指名ですけれども、私の方から指名してよろしいですか。

(「はい」の声あり。)

それでは、議事録署名委員に7番加藤久子委員、8番森富夫委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは報告に入ります。

報告第23 合意解約について

農地法第18条第6項の規定による通知があったので下記のとおり報告する。

令和6年4月25日報告 角田市農業委員会 会長 遠藤裕一

以後、年月日、報告者名及び提出者名の読み上げを省略いたします。

事務局の説明をお願いします。

主 議 事 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、次に移ります。

報告第24 農地形質変更完了報告書について

角田市農地形質変更届出指導要綱第8による農地形質変更完了報告書の提出があったので下記のとおり報告する。

事務局の説明をお願いします。

係 議 長 長

(報告事項朗読説明)

説明は、終わりました。質問はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、報告を終わらせていただきます。

続きまして、議案の審議に入ります。

第50号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

譲渡人

譲受人

外6件より、頭書の規定による所有権移転及び使用収益権設定の許可申請があったので許可、不許可を決定するものとする。

事務局の説明をお願いします。

主 事
議 長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。現地確認を頂いております。

1 番、2 番、6 番を柄目農地利用最適化推進委員、3 番、7 番を事務局、4 番を牛澤農地利用最適化推進委員、5 番を馬場農地利用最適化推進委員にお願いします。

1 番からお願いいたします。

柄 目 利 徳
推 進 委 員

確認日時は、4 月 19 日の 11 時 30 分頃でございました。

田で、耕作されておりました。排水等は概ね良好と見てきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2 番目です。4 月 19 日の 10 時頃確認をしました。

畑でございます。耕作地でございました。

周りの田よりも一段高くなっていますので水害等は受けにくい場所と思ひて見てきました。従ひて排水等も良好であります。

6 番です。4 月 19 日の 11 時頃確認いたしました。

田で、耕作されておりました。大雨になった場合は、排水がちょっと心配という感じで見えてきました。

以上でございます。

議 長

ご苦労様でした。

主 事

続きまして、3 番、7 番を事務局からお願いいたします。

齋藤農地利用最適化推進委員が欠席となりましたので、私が現地調査について、代理報告させていただきます。

3 番について、調査確認日は、4 月 22 日の 10 時 30 分頃です。

場所は、[] から南側に行くと [] の住宅街がありまして、そこから 800m ぐらい入ったところです。

現状は、耕作されておりまして、綺麗に管理されています。

地域との調和性についても特に支障がないと思ひますので、権利取得に当たって問題ないものと思われるとのことであります。

7 番について、調査確認日は、4 月 22 日の 11 時頃です。

場所は 3 番のところから、北側に 700m ぐらい進んだところの田になっております。

こちらについても、耕作されておりまして、綺麗に管理されているということでした。

地域との調和要件についても特に支障がないということで、権利取得に当たって問題ないものと思われるとのことであります。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

続きまして、4 番を牛澤農地利用最適化推進委員から、お願いいたします。

牛 澤 初 雄
推 進 委 員

場所につきましては、[] を [] 方面から [] 方面に向かって走ると [] がありまして、そこから約 300m 行き、右折し約 500m 進んだところの右側の田になります。

不耕作地ではありますが、草取り等を行われておりまして、耕作する上では問題ないと思われます。

以上になります。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、5番を馬場農地利用最適化推進委員から、お願いいたします。

馬場紀男
推進委員

調査確認日は、4月21日の午後3時頃です。

場所は、[]にある[]の倉庫の北側にあります。

2筆になっていますが、現状としましては、中畔を取って1筆になっております。

そして耕作地ですが、その一部においては水はけが悪いというような話を聞いてきました。

地域との調和性については、問題ないものと思われます。

以上になります。

議長

ご苦労様でした。

現地確認の報告が終わりました。

質疑に入ります。質問ございませんか。

はい、阿部 實委員。

阿部 實
委員 主事

4番の譲受人の[]さんは、担い手農家になっていませんか。

はい。4番の[]さんについては、中核的担い手になっております。

阿部 實
委員 主事

税金とか大変だと思われるので、事務局の方で他の手続き方法を説明した方がよかったのではないかと思ったのですが。

手続きの相談があった際には、利用集積での手続き方法はお話させていただきました。

ただ、既にこの案件について司法書士に依頼しているとのことであつたため、そのまま3条申請ということで受け付けしております。

議長

他にございませんか。

はい、熊谷繁寿委員。

熊谷繁寿
委員

6番の件でお尋ねしたいんですけども。

この土地は、道路工事のために買収になったところだと思われますが、その残り分ということなのかをお尋ねします。

主 事

はい。熊谷委員からのお話のとおり、こちら市の方で道路買収をしております。航空写真上は分筆前の写真の方になっているんですけども、実際は分筆を行った残り分についての申請になっております。

議長

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第50号議案について許可することに決定いたしました。

続きまして、第51号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を議題といたします。

譲渡人

譲受人

外6件より、頭書の規定による所有権移転の許可申請があったので許可、不許可の意見を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

係 長
議 長

(議案事項朗読説明)

説明が終わりました。

現地調査を頂いております。

1番から3番を事務局、4番を山本重人委員、5番を阿部和郎委員、6番を加藤 隆委員、7番を堀米一郎委員をお願いいたします。まず1番から3番を事務局からお願いいたします。

係 長

1番です。

4月22日の午前11時頃、局長と藤巻の方で確認いたしました。

場所は、[]から北西の方へ直線距離にして約500m離れた田になります。

太陽光発電設備の敷地として開発されることから雨水排水の心配はございません。草刈りについても定期的に実施し、隣地に迷惑をかけないようにと話をしております。

2番です。

4月22日の午前11時10分頃、局長と藤巻の方で確認いたしました。

場所は、[]から西へ直線距離にして約200m離れた畑になります。周辺は住宅敷地として開発されていることから、問題はございません。

隣接地の方にも話をするように伝えております。

また、万が一被害が発生した場合には適切に対応するようにと話をしております。

3番です。

4月21日の午前11時頃、局長と係長の方で確認いたしました。

場所は、[]から東に直線距離にして600mほど行った田になります。

太陽光発電設備の敷地として開発されることから、雨水排水の心配はございません。

また、草刈りについても定期的に実施し隣地に迷惑をかけないよ

議長

うにと話をしております。

以上になります。

ご苦勞様でした。

それでは、4番を山本重人委員からお願いいたします。

山本重人
委員

はい。調査日は4月23日の午前9時頃、全体調査委員の笹森裕市委員と事務局の局長と係長、

と他担当者1名、それから私の6名で現地を確認しました。

場所は、からに向かう道沿いにありまして、入口から角田市中心へ向かって150m程手前の左側にあります。

ここは畑ですが、実際に耕作されておらず、炭釜があつたり、小屋があつたりするところです。

そこに太陽光発電設備を設置したいということでした。炭釜は事業者が撤去するというので、それと、隣地は畑でありまして、境界の確定は遅れたようですが、所有者の方との確認を取り、確定したということでした。

それから、隣に家があるのですが、そこの方が不安がっていましたが、担当者の方が改めて説明に伺い、ご理解いただいたということと事務局に連絡があつたということでしたので、問題はないと思ひました。

また、除草については、植栽があり、東側が畑であるため、除草剤を使わないということでしたので問題ないと思ひます。

排水の方は自然排水ということでした。

計画的にも問題ないかと思ひますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ご苦勞様でした。

続きまして、5番を阿部和郎委員からお願いいたします。

阿部和郎
委員

はい。それでは5番の現地調査について報告します。

4月23日の午前9時40分から、全体調査委員の笹森裕市委員、山本重人委員、齋藤農地利用最適化推進委員、申請者のさん、から2名、事務局から局長と係長、そして私の9名で確認しました。

の近くにありますが、そこを北に進み、を渡りまして、その十字路を西に300mぐらい行ったところの左側の田を一つ越えたところの一段高くなつた場所です。

1m30cmくらい高いところで、日当たりがよく、地盤は砂の混ざつた粘土質で、非常に硬いところです。

排水については、一段高くなつてゐるし、下にU字溝がありますので、そこに流れていくようになっています。

太陽光発電設備の設置には別に不都合な点は無いと見てまいりました。

以上です。

議長

はい、ご苦労様でした。

加藤 隆
委員

続いて6番を加藤 隆委員からお願いいたします。

それでは6番の現地調査について報告します。

4月23日に全体調査委員の笹森裕市委員と山本重人委員、牛澤農地利用最適化推進委員と私、それから事務局の局長と係長、譲受者の[]さんの計7名で調査いたしました。

場所は、[]の東の方にあります。[]の一番北側のところに信号機があるのですが、そこから北側の方に入って、牛舎が何棟かあるのですが、その北側のパドックです。

牛を運動させるところが一反歩ぐらいあるのですが、そこを許可なく使っていたという状況です。

今回、譲渡するということで、始末書を提出して申請に至っているとのことであります。

実際に、譲渡が問題かどうかを調べましたが、その北側の畑が[]さん所有の畑でして、そこに雨水等が流れ出す心配があるため、[]さんからパドックの方に側溝を設けてもらいたいという希望を出されましたので、それを[]さんに伝えたところ、了解されました。その他、特に問題はありません。

以上です。

議長

はい、ご苦労様でした。

堀 米 一 郎
委員

続いて7番を堀米一郎委員からお願いいたします。

7番の件につきまして、ご説明申し上げます。

調査日は、4月23日の10時半頃です。

全体調査委員の笹森裕市委員と山本重人委員、局長と係長、私、[]の担当者2名と司法書士の事務所の方が来られまして、確認いたしました。

現場は、[]を角田市から[]に向かいまして、[]から少しのぼったところを北の方に行きますと[]がありますけれども、山の方に登って行く感じですが、そちらの場所になります。

現状は、段差のある区画になっていまして、隣近所の方との関係については立ち合っていて問題ない状況になっているということでした。

排水等については、U字溝と土側溝に排水されるということで、問題はないという状況です。

下の方に家があるんですが、パネルを上向きに設置するということで、反射光の被害の心配はないということでした。

以上でございます。

議 長

はい、ご苦労様でした。

現地確認の報告が終わりました。質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第51号議案について、許可相当の意見を付して、宮城県知事に提出することに決定いたしました。

それでは、次に移ります。

第52号議案 非農地証明願いについて を議題といたします。

願出人

より、非農地証明願いの提出があったので、その適否を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

係 議 長 長

(議案事項朗読説明)

現地確認をいただいております。

森 富夫委員よりお願いいたします。

森 委 富 夫 員

4月13日の午前9時25分頃、全体調査委員の笹森裕市委員、山本重人委員、齋藤農地利用最適化推進委員、事務局から局長、係長と私の6名で確認しました。

現地は、 というお寺があるんですけれども、その東側の山です。全く畑には全く見えず、山林化していました。

本来であれば、山を登って現地に行けばよかったのですが、道路も不明なものですから、 から山を6名で見て山林であると確認いたしました。

ご審議方よりお願いいたします

議 長

ご苦労さまでした。現地確認の報告は終わりました。

質問ございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようでございますので、お諮りいたします。

適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第52号議案については、適当と決定いたしました。

続きまして、第53号議案 農用地利用集積計画について を議題といたします。

所有権の移転をする者

所有権の移転を受ける者

外112件に係る農用地利用集積計画について、令和6年4月10日付けで角田市長より旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により適否

の決定を求められたので、その適否を決定するものとする。

事務局の説明をお願いいたします。

主 事
議 長

(議案事項朗読説明)

説明は終わりました。ご質問はございませんか。

はい、遠藤信悦委員。

遠 藤 信 悦
委 員
議 長
主 事

26番について、この人は米をたくさん作っているのに、お米をもらうのかという疑問があります。

事務局からお願いいたします。

26番については、計画書で米30kgでのやり取りとなっておりますので、間違いではありません。

遠 藤 信 悦
委 員
議 長

分かりました。

他にございませんか。

山本重人委員。

山 本 重 人
委 員
主 事

確認ですけれども、[]ですけれども、これは[]が変更になったことに伴い、改めて契約し直しとなったのかお聞きします。

はい。[]が、令和6年1月1日に組織変更という形で[]に変更となった訳ですけれども、今回の議案については、4月に更新がかかったものになっておりますので、会社の名前の変更に伴い契約をやり直しているというわけではありません。

4月の更新時期での案件がたまたま多かったというところになっております。

山 本 重 人
委 員
議 長

ありがとうございます。

他にございませんか。

はい、遠藤信悦委員。

遠 藤 信 悦
委 員
主 事

6番の案件ですが、区分が“交換”となっているのですが、どういふことなのか説明をお願いします。

こちらについては、第50号議案でありました[]から[]に交換になった[]の案件の土地と6番の[]の土地を交換するということになっております。

遠 藤 信 悦
委 員
議 長

分かりました。

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

ないようなので、適当と決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしということで、第53号議案につきましては、適当と決定いたしました。

議

長

続きまして、第54号議案 角田市農業委員会における令和6年度最適化活動の目標設定について を議題といたします。

農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知）第1の2の規定により、別紙のとおり角田市農業委員会における令和6年度最適化活動の目標を設定するものとする。

事務局より説明をお願いします。

局

長

はい。それでは私の方からご説明させていただきます。

皆様のお手元にA4縦長で一部朱書きで印字されている資料の方をご覧くださいと思います。

「令和6年度最適化活動の目標の設定等」という資料がございます。その下に同じようなスタイルで、（参考）ということで、令和5年度に設定しました目標の方も併せてお目通しいただくために準備させていただいております。

両方をご覧ください、説明の方をお聞きいただきたいと思います。

最適化活動の目標設定につきましては、令和4年度からこのようなスタイルで目標設定することになっておりまして、今年度で3年目を迎えます。

今年度の目標ですが、基本的に文言等は2年前と比べて状況的にはほぼ変わっておりませんので、文言等の修正ではなくて、今年度につきましても直近の数字に置き換えるというような修正で目標を設定させていただければなというふうに思っているところでございます。

それでは、上から順に朱書きのところをご説明いたします。

まず年度を6年度に直しまして、状況等もですね、令和6年4月1日現在の方を載せております。

それで任命委嘱時期につきましても、昨年度は前回までの任命期間でございましたが、昨年の7月に新たに御委嘱・任命させていただいておるところでございまして、その日付を入れております。令和5年7月20日、任期満了が令和8年7月19日でございます。

その下、左側の部分でございます。農業委員の方々の実数でございます。

昨年までは1名欠員となっておりますが、改選後、15名となっております。その内訳を認定農業者と40歳以下の委員の内訳が変更となっておりますので、こちらの方を修正しております。

右側です。農地利用最適化推進委員も1名欠員となっておりますが、改選後、定数どおりとなっておりますので、その数値を入れております。

その下、認定農業者の数につきましては、直近の数を入れておりまして、184経営体と認定新規就農者が6経営体ということで修正を

加えております。

その下、耕地面積。こちらにつきましては（社）角田市農業振興公社の方で県の方とやり取りして決めている数値がございまして、こちらと同じ数字を使わせていただいております。耕地面積合計4,190haでございます。

めくっていただきまして、裏面の方をご覧ください。

最適化活動の目標ということで、まず（1）の部分が農地の集積の部分です。

管内の農地面積、先ほどの表面の数字と同じになりますが、4,190haでございます。

その横、これまでの集積面積ということで、令和5年度末の集積面積が2,749haでございます。

集積率にいたしますと65.6%という数字になっております。

その下は目標の部分です。朱書きの部分なんですが、今年度の新規集積面積でございます。412haとさせていただきますが、この数字の根拠といたしましては、令和5年度中に新たに集積された面積が317haほどございます。それで、目標でございますので、昨年度も同様なんですが、前年度の実績の3割増しの数字ということで、目標として掲げさせていただきたいと思っておりますのでその数字が412haということになります。

その横の農地面積につきましては、先ほどと同じ4,190haでございますので、今申し上げました今年度集積目標であります412haに一番上のこれまでの集積面積2,749haを足しますと今年度末の集積面積目標としましては3,161haとなります。

今年度末の集積率につきましては、目標通り達成すれば75.4%というような数字になります。

その下、遊休農地の解消ということでまず現状でございます。こちらにつきましては令和5年度の現状となっております、1号遊休農地の面積が68haでございました。

そのうち緑区分の遊休農地面積が21ha、黄色区分の部分の面積が47haでございました。

このページの一番下、イ新規発生遊休農地の解消ということで、こちらにつきましては、前年度の令和5年度に新たに発生した緑区分の遊休農地の面積につきまして、次年度はその面積と同じ数値の面積を解消面積として設定しなさいという決まりがございまして、10haが昨年度新たに発生したものでございますので、今年度の目標としましてはその10haを解消していきましようというような目標になります。

次のページをご覧くださいと思います。上から順に説明します。（3）の新規参入の促進ということで、こちら、まず、現状につきまして令和5年度の直近の数字を、右側の一番右側の部分に入

れ込んでおりまして、令和5年度につきましては、1経営体が新規参入でございます。面積が0.2haでございます。

その下②の目標の部分です。こちら権利移動の面積の令和5年度の部分の数字を新たに入れておりまして、令和5年度が22haでございました。

直近3ヶ年の平均が30haとなります。

その下、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積ということで、こちらにつきましては、先ほど申しあげました3ヶ年平均の10分の1の面積を設定することになりますので、30haの10分の1で3haが目標ということになります。

その下、真ん中より下の部分でございます。表ですね。(2)活動強化月間の目標設定目標ということで、こちらの部分の赤字にしている部分でございます。

こちら昨年度につきましては、人・農地プランということで文言が入っていましたが、人・農地プランから地域計画ということで昨年度から取り組んでおりますので、こちらにつきましては文言を地域計画策定に係るということで、文言の修正をさせていただいております。

こちらにつきましては、農林振興課の方に確認いたしましたところ、今のところ8月と12月に地域検討会を行いたいというような予定でおりますので、こちらの方に計画させていただいているところでございます。

以上が朱書きで今年度の目標としまして、昨年度から一部修正させていただいたところでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

局長より説明をいただきました。

これにつきまして、皆様の方からご質問あればお願いをしたいと思います。

はい、遠藤信悦委員。

遠藤信悦
委員

すいません。令和6年度最適化活動の目標設定のところの2番。一番右の認定農業者184名、あと認定新規就農者6名、これは直近の数字を書いているとおっしゃったんですが、認定新規就農者とは、どの時期からの認定新規就農者になるのですか。

局長

はい。こちらの定義につきましては、(社)角田市農業振興公社の数字を持ってきているんですが、(社)角田市農業振興公社の方で、認定新規就農者の助成を受けている期間が5年間だったと思うんですが、その期間につきましては、認定新規就農者扱いになっています。

遠藤信悦
委員

ありがとうございます。

議長 他に何か質問はございませんか。

山本重人委員。

山本重人委員 2番のですね、最適化活動の活動目標のところの、先ほど8月と12月には地域検討会を開催予定であるという話がありましたが、その間に9月に農地パトロールと記載されていますけども、9月じゃなくて、今回は7月という形になるのかなと思いますが、その確認と、それから7月に行う場合、何か広報とかで周知するのか、その2点につきましてお願いします。

局長 農地パトロールの周知ですけれども、6月号の広報に載せる予定にしております。

9月とした理由は、7月に農地パトロールをしていただく予定にしておりますが、その後、提出されたデータを集計いたしまして、8月中に集計を終わらせ、その結果を基に9月に遊休農地の解消に向けた働きかけをお願いできればということで、9月とさせていただいているところでございます。

去年は10月にしていたと思いますので、1か月前倒しさせていただいております。

山本重人委員 はい、分かりました。

議長 他にございますか。

(「なし」の声あり。)

ないようなので、お諮りいたします。

このような目標を設定することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしということで、第54号議案について、目標を設定すると決定いたします。

議長 以上をもちまして、上程されました議案は全て終わりました。

その他に入ります。

3点ほど事務局から報告があります。まず、局長からお願いします。

局長 はい。まず、私の方から1点ご説明させていただきます。

皆様のお手元にA4縦長で市議会議長の方から当委員会の会長宛に通知がございました。

夏季の服装についてという資料をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきまして、本委員会といたしましても、例年同様、総会などの委員会の各種会議の際に、ジャケット不要・ノーネクタイ等によりますクールビズの期間を設定してはどうかということで、皆様にお諮りさせていただきたいと思います。

なお、クールビズの期間につきましては市議会議員の方々や市職員の期間を参考にしまして、5月1日から10月末日までとしたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

クールビズに協力ということで、5月1日から10月31日までノーネクタイ、上着の着用を義務付けないということで、議会の方から通知が来ております。

期間と内容について異議なしということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

それではクールビズについて、5月1日から10月31日までということで、ご了解をいただきました。

続きまして、係長からお願いします。

係長

私の方からは、2点あります。

1点目。

あっせん譲受等候補者名簿について。

2点目。

令和6年度角田市農地利用状況調査員の推薦のお願いについて。以上です。

議長

係長から2点説明がありました。

これに関して、皆さんから質問ございますか。

はい、遠藤信悦委員。

遠藤信悦
委員
係長
議長

(角田市農地利用状況調査員の推薦のついでに要望事項)

(要望について回答)

保険等の事情があるようなので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私から質問ですが、推薦について、上限人数を設定するとありますが、これはどういうことですか。

係長

予算の都合がありますので、昨年度と同程度でお願いしますということでもあります。

議長

分かりました。

他に何かございませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは総会の一切を終了したいと思います。

閉会の挨拶を、阿部実職務代理者からお願いします。

阿部実職務
代理者

(職務代理者あいさつ)

午後3時15分終了

角田市農業委員会会議規則第30条第3項に規定に基づき、ここに署名する。

令和6年4月25日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____